

伊賀市文化振興ビジョン（案）



(2019.2.8)



目次

第1章 策定にあたって	2
[趣旨]	2
1. ビジョンの位置づけ	
2. ビジョンの期間	
3. ビジョンで取り上げる「文化」の範囲	
第2章 伊賀市の文化の特性（背景と課題）	5
[背景]	5
[課題]	6
1. 文化芸術に触れる機会の提供と充実	
2. 子どもが文化芸術に触れる機会の拡充	
3. 人材の発掘・育成・支援	
4. 文化・芸術環境の整備	
5. 歴史遺産・文化財の保護と活用・継承	
6. 文化芸術に関する情報発信の充実	
第3章 伊賀市がめざす姿	10
◎ 基本理念	10
◎ 基本方針	11
[各主体の役割]	12
1. 市民	
2. 地域	
3. 行政	
4. (仮称)伊賀市文化都市協会	
5. 事業者	
[各主体の協働]	14
[ビジョンの推進に向けて]	15
1. (仮称)伊賀市文化振興条例の制定	
2. (仮称)伊賀市文化振興策の推進計画の策定	
3. (仮称)伊賀市文化振興審議会の設置	

〔 趣旨 〕

私たちのまち伊賀市には、美しい自然と長きに渡る人の営みが育んだ豊かな文化が息づいています。文化薫る伊賀市の風土は、先人のたゆまぬ努力によって今日まで大切に受け継がれてきました。文化の担い手は私たち市民であり、一人ひとりが文化振興の主演として、その歴史を大切にしながら、次代へと引き継ぎ、将来にわたり持続可能な文化都市を形成していく必要があります。

また国は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的として、平成30年6月に「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」として改正しました。さらに、「劇場、音楽^{* 1}堂等の活性化に関する法律」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」というふたつの法律でもすべての人が文化芸術を創造・享受できると定義しています。

文化芸術は人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや多様性を受け入れる心豊かな社会の形成につながるものであり、文化は生きるための前向きな力を生み育てる大きな可能性を持っています。

また、文化芸術は人が人らしく生きるための原動力となり、人に夢を与え、未来を創造する力となるものです。

地域で生まれた文化は、ふるさとへの誇りや愛着を育み、豊かなまちづくりを進めるための基盤となり、まちに活力をもたらします。

したがって、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われ、各地域の歴史や風土を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければなりません。地域の人々がいきいきと文化活動に取り組める環境づくりは、地域課題を解決し、将来に渡り持続可能なまちづくりを推進するための原動力といえます

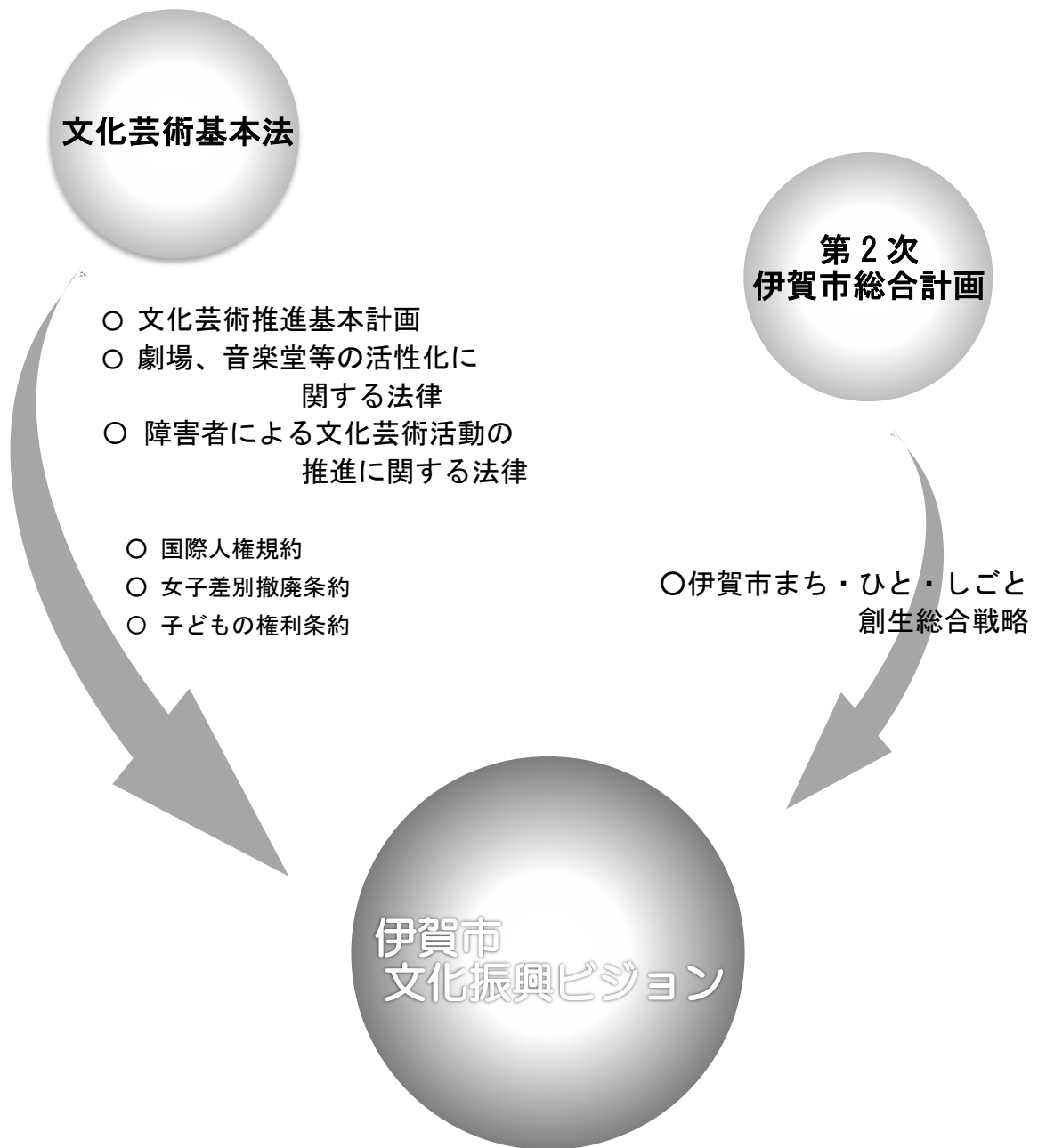
文化振興は長期的な視点に立って推進すべきものです。第2次伊賀市総合計画や、「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略～来たい・住みたい・住み続けたい“伊賀”」での取組みを踏まえ、文化振興の基本的な考え方や施策の方向性を明確にするために、「伊賀市文化振興ビジョン」を策定します。

* 1 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」平成29年6月改正
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」平成平成30年6月発令

1. ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、第2次伊賀市総合計画等に基づき伊賀市の文化のまちづくりや文化芸術の振興に関する理念と基本的な方向性を示すもので、文化芸術基本法をはじめ国の法律や計画をもとに、伊賀市の実情に即したものとするため、関連する市の個別計画との整合性を図り、伊賀市がめざす文化振興の施策の方向性を整理し、効果的に推進するための基本的な指針とします。

さらに、関連する諸計画との整合を図ることとします。



2. ビジョンの期間

本ビジョンは2019年度から概ね10年を目途とし、社会経済状況の変化などにより対応が必要な場合は適宜見直しを行います。

3. ビジョンで取り上げる「文化」の範囲

文化は、美術や音楽、文学等の創造や鑑賞にとどまらず、人が自然とのかかわりの中で身に付けていく価値観や、衣食住をはじめとする暮らしや立ち居振る舞いなど、人と人の生活に関わるすべてのことを意味しています。

文化を感じ、楽しむことは、「ひと」や「まち」にさまざまな影響をもたらし、心豊かな社会、生活を形成することに大きな役割を果たすものです。本ビジョンで取り組む文化の範囲については、国の文化芸術基本法に例示されているものに準じ想定します。

【参考】文化芸術基本法に基づく区分

<第8条～第14条>

- (芸 術) 文学, 音楽, 美術, 写真, 演劇, 舞踊その他の芸術
- (メディア芸術) 映画, 漫画, アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- (伝統芸能) 雅楽, 能楽, 文楽, 歌舞伎, 組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- (芸 能) 講談, 落語, 浪曲, 漫談, 漫才, 歌唱その他の芸能
- (生活文化、国民娯楽及び出版物等) 茶道, 華道, 書道, 食文化その他の生活に係る文化, 囲碁, 将棋その他の国民的娯楽。出版物及びレコード等
- (文化財等) 有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- (地域における文化芸術) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

〔 背景 〕

伊賀市は周囲を布引山地、信楽山地、笠置山地などの緑豊かな山々に囲まれた盆地で、山麓部では美しい渓谷が見られ、平地部にかけては清流が見られる豊かな自然環境に恵まれたまちです。史跡上野城跡の南側には城下町としての街並みが保存され、当時から続く長い歴史を誇っています。また、京都・奈良と伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道など、古来より交通の要衝として、特に江戸時代には城下町や宿場町として栄えてきました。その地理的・歴史的背景から、京・大和文化の影響を強く受けつつも独自の文化を醸成し、文化芸術活動のさまざまな分野で、優れた人材と作品が生み出されてきました。

特に文学や絵画、書においては多くの偉大な文化人、芸術家が生涯を、またはそのひと時を過ごしており、今もその作品に触れることができます。

その筆頭となるのは松尾芭蕉です。伊賀は翁の生誕地であり、幼い子どもから大人まで「芭蕉さん」と呼び親しみながら、その遺徳を偲び偉業を顕彰してきました。

また、400年以上受け継がれている上野天神祭のダンジリ行事は「山、鉾、屋台行事」のひとつとして平成28年11月にはユネスコ無形文化遺産に登録されました。



ユネスコ無形文化遺産にも登録された上野天神祭のダンジリ行事

他にも重要文化財を含むさまざまな文化財を有しており、国指定伝統的工芸品の伊賀焼、伊賀くみひもなど伝統産業とつながるもの、日本遺産に認定された伊賀流忍者や、国内有数の高石垣を誇る伊賀上野城など観光とつながる資源が豊富にあります。

市民文化としては、市民が主導する文化イベントや事業が市内各所で開催されているほか、絵画、音楽、俳句等さまざまな分野の文化サークルや個人活動が行われています。また、市主催の「伊賀市民美術展覧会」「市民文化祭」にも多数の参加が見られます。

しかし一方で、少子高齢化や急激な人口減少により様々な分野でその担い手や指導者が減っています。また、視点を変えると、伊賀市の外国人人口は平成30年11月末で5,307人となっており、市の総人口に占める割合は5.7%に達しようとしています。このため、伝統的文化を継承し、次世代への展望を持つとともに、国際的な文化の融合にどう対応していくのかを考える時期に来ています。



小川破笠筆「芭蕉翁像」

【 課題 】

私たち市民はこれらの先人から受け継いだ宝である文化とその歴史を誇りとし、未来へ引き継ぎ、さらに素晴らしい可能性を引き出していかねばなりません。芭蕉翁が説いた「不易流行」の精神に則り、いつまでも変わらないものを慈しみながら、時代に合わせた新たな文化芸術を求めていくことが必要です。

しかし、現状では次のような課題を抱えています。

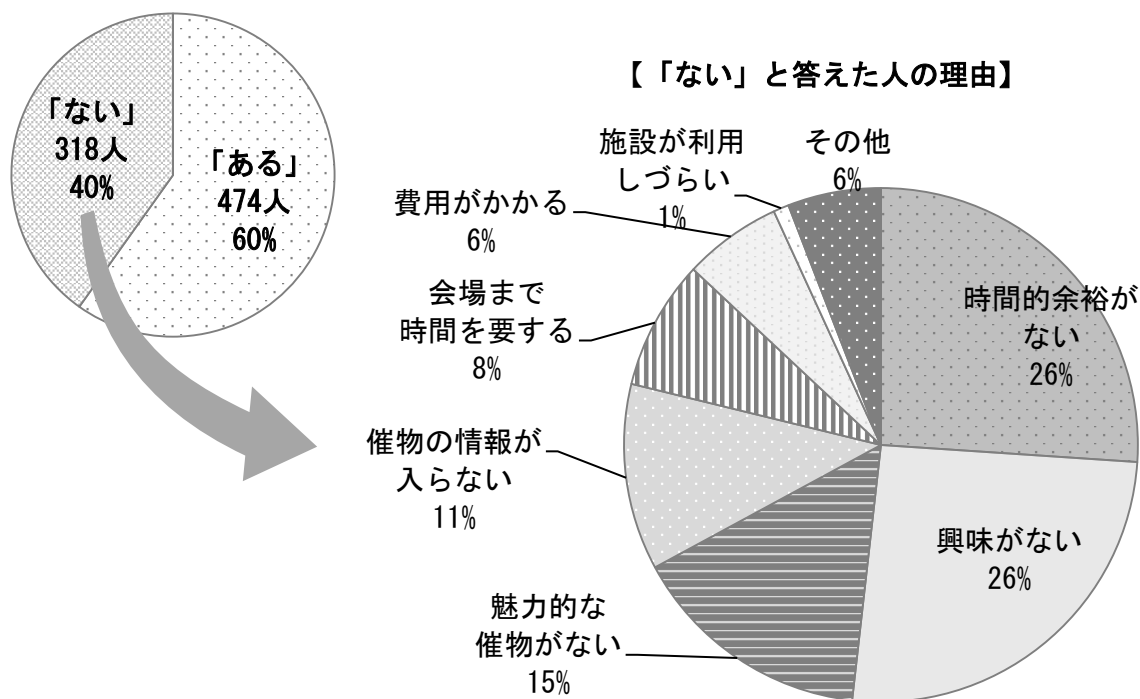
1. 文化芸術に触れる機会の提供と充実

年齢、障がいの有無、経済的な状況及び居住する地域にかかわらず、文化芸術を鑑賞する、参加する、創造することは生まれながらの権利であり、高齢者や子ども、障がい者、低所得者、子育てや介護世代、外国人などを含めたすべての市民が、文化芸術に触れることができる機会を設けることが大切です。

また、文化芸術に興味がない人、時間的余裕がない人にも、文化芸術に触れるきっかけや機会を提供し、興味を持ってもらうよう働きかけることが必要です。

このように、生涯を通じて文化芸術にかかわれるよう、ライフステージに応じた文化施策を展開する必要があります。

【この1年間で文化芸術の鑑賞をしたことがありますか】



資料：「伊賀市文化振興ビジョン策定のためのアンケート調査」（平成30年9月5日実施）

2. 子どもが文化芸術に触れる機会の拡充

伊賀市の文化芸術の未来を支えるのは子どもたちです。大人になってから文化芸術に親しんでいる人は、子ども時代から文化芸術を体験していた割合が高いことから、子ども時代に文化芸術に触れる機会を充実させることが求められます。

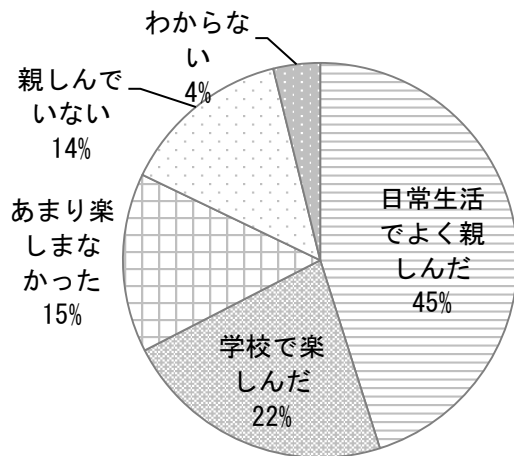


文化都市協会主催の子ども向けイベント

【この1年間で文化芸術の鑑賞をしたことがありますか】

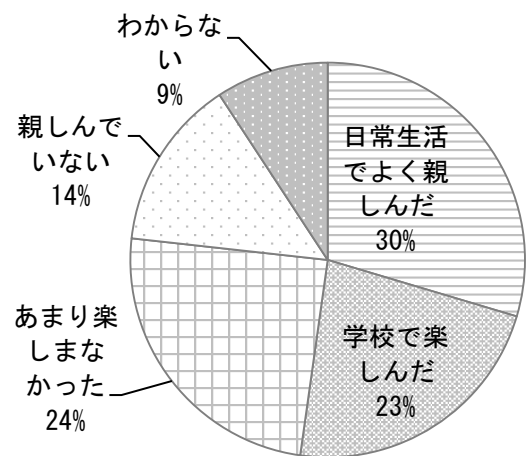
「ある」と答えた人の中で

子どもの頃、どの程度文化芸術体験に親しんでいましたか。



「ない」と答えた人の中で

子どもの頃、どの程度文化芸術体験に親しんでいましたか。



資料：「伊賀市文化振興ビジョン策定のためのアンケート調査」（平成30年9月5日実施）



文化都市協会主催の子ども向けイベントの様子

3. 人材の発掘・育成・支援

市全域で高齢化や少子化が進行している影響から、それぞれの地域や活動分野で、積極的に文化芸術活動に参加する人が少なくなってきました。

様々な文化活動を行う主体が、文化活動を始めたい、継続させたいと思う個人、団体などに役立つ情報を収集・発信するとともに、文化振興に関わるプロデューサーの発掘や育成、支援に取り組むことが必要です。

また、文化振興事業や文化ホールの運営などにおいて、公益財団法人伊賀市文化都市協会が、積極的に活動し市の文化振興の牽引役を担っていくことが望まれます。



伊賀市民美術展覧会（市展「いが」）展示の様子（伊賀市文化会館ホワイエ）

4. 文化・芸術環境の整備

市民が活発な文化活動を促すためには活動場所の確保が欠かせません。市内には文化ホールや芭蕉翁記念館をはじめ様々な文化施設があり、目的に応じ効果的な運営が図られなければなりません。しかし施設の老朽化などにより、安全、安心で快適な環境で十分な活動が行える場となっていない施設もあります。

創造、にぎわいづくりの発信の拠点ともなる文化芸術を将来に引き継いで行くためには、持続可能な文化施設として計画的に環境を整備する必要があります。また、ストックヤードを整備するなど芸術作品が保有できる環境づくりが求められます。

このように市民をはじめ誰もが気軽に優れた芸術を鑑賞できるよう、施設整備やその他の環境整備が必要です。



芭蕉翁記念館外観と見学に訪れた小学生



伊賀市文化会館外観

5. 歴史遺産・文化財の保護と活用・継承

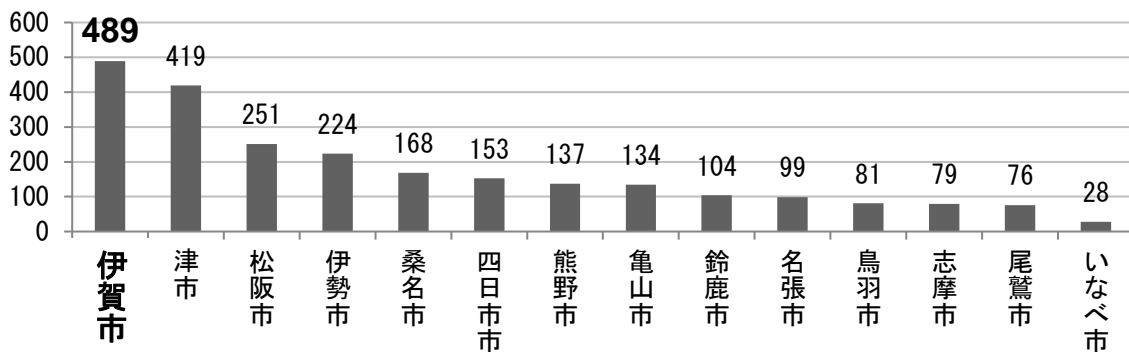
伊賀市には重要文化財や県・市の指定文化財、重要な建築物、史跡をはじめ、貴重な文化財が数多くあります。無形、有形文化遺産を保護するとともに建築物等は可能な限り文化芸術活動等の場として、さらには交流を導くまちづくりの資源として有効活用することが求められています。



芭蕉翁の旅姿を模した俳聖殿

また、伊賀市の歴史・文化を象徴する文化財、伝統行事、伝統芸能など地域で守り伝えられてきた歴史遺産、伝統文化を、次世代に継承していく必要がありますが、伝統行事等については、人口減少や高齢化に伴い、担い手が不足しつつあるのが現状です。

【三重県内 指定文化財数（国・県・市指定）】



（平成 30 年 7 月現在）

6. 文化芸術に関する情報発信の充実

生活に情報通信技術が浸透し、インターネットや SNS など、情報手段の多様化が進んでいます。これらを効果的に活用した情報発信や情報共有等の創意工夫により、芸術文化をまちづくりや産業創造に活かす取組みを促進していくことが望まれます。

第3章 伊賀市がめざす姿



◎ 基本理念

豊かな自然と歴史的に資源に恵まれた伊賀市では、芭蕉翁の言う「不易」である、時代を超えて継承される祭や技法、知恵がその文化価値の根底を支えています。同時に、地理的な特長により京都、奈良、伊勢などからさまざまな情報やモノが持ち込まれ、翁が「流行」と説いた価値観が多様性を生み出しました。

翁の残した言葉として「俳諧は三尺の童はいかい さんせき わらべにさせよ」というものがあり、幼い子どもに対して文化への可能性を認めています。子どもに対する文化芸術に関する教育の重要性を踏まえ、幼少期からの継続した教育活動の充実を図ります。

また、市民が自主的、主体的に活動し、文化を支えることができるよう、行政はその活動をサポートし、環境の整備や気運づくりに取り組みます。

これらの実現のために市民や地域、行政、教育機関、事業者等がそれぞれの役割や責任を認識し、関連する各分野（教育、福祉、地域づくり、観光、産業など）における施策と有機的に連携・協力することが必要です。また、地域の人々がいきいきと文化活動に取り組める環境づくりを進め、持続可能なまちづくりへと繋げます。

～キャッチフレーズ～

「ひと」を育む

- 年齢、障がいの有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず、誰もが文化芸術に触れ、親しむことで、人と人との心のつながりや理解しあう心、尊重しあう心を育みます。
- 文化芸術をきっかけとしてコミュニケーションを活発にし、一人ひとりが担い手としての自覚を持ち、主体的な創造性を生み出します。
- 豊かな自然と古から守り継がれてきた文化、歴史は地域の大切な資源であり、郷土のよさを知ることにより郷土愛を育みます。

「まち」を育む

- 活発なコミュニケーションを通じて様々な世代や人が集まるコミュニティを作り出し、連帯感を醸成して地域のアイデンティティを生み出します。
- 観光や産業などとの連携により、地域産業の振興や既存産業の活性化を図り、付加価値を高めることで、都市のアイデンティティに繋がります。
- 市内外に積極的に情報発信を行い、交流人口、定住人口の増加を図ります。

◎ 基本方針

1. 誰もが文化芸術に触れ合える機会を創出します

高齢者や子ども、障がい者、働く世代、子育て世代、介護世代などを含むすべての市民が文化芸術に親しむことができるよう、福祉、医療、教育の各分野と連携を深め、鑑賞・活動の機会を創出します。また、文化芸術に親しんでこなかった人が文化を身近に感じられるきっかけとなる機会や場を提供します。

2. 子どもたちが文化芸術を体感できる機会を拡充します

文化芸術を楽しむ素地を作り、豊かな感性と創造性を育むため、文化芸術の鑑賞や体験、担い手との交流など、文化芸術に親しむ機会を充実させます。

3. 担い手や後継者を育成し次世代へとつなぎます

減少しつつある伝統文化や各分野の後継者が、意欲と誇りを持って活動できるよう、市民、地域、行政、事業者が、開かれた活動の場を作り、プロデューサー、担い手の育成、定着に努めます。

4. 施設の整備・有効活用により、文化芸術環境を整えます

市民文化全体の発展を見据え、文化芸術活動を推進するため効果的、効率的な施設のあり方を検討しながら環境づくりを進めます。

5. 歴史と風土が育んだ文化芸術を伝承し新たな文化芸術を創造します

郷土の文化を知り、市民の財産として分かち合うことで、伊賀市民としての誇りを育てます。伝統文化を守り先人を顕彰するとともに、先人が残した文化芸術の未来への持続的発展に向け取り組みます。

6. 観光・産業との連携により伊賀市の文化を全国へ発信します

文化芸術が育む創造性は、まちの付加価値を高め、都市ブランドを確立します。観光や産業の分野と連携を深め、伊賀の持つ文化価値を発信します。

[各主体の役割]

1. 市民

(1) 私たち市民一人ひとは、文化の担い手として文化・芸術に関心と理解を深め、主体的に関わる意識を持ち、その活動を通じて身に付けた創造的な文化活動の成果をまちづくりに活かします。身近な人への呼びかけや活動への誘いなど文化芸術活動に主体的に参加することに努めます。

(2) 文化サークルや文化芸術団体などは、団体としての特長を活かし、より広い視点に立った活動によりだれもが文化・芸術に親しめる豊かな地域社会づくりへの推進力となるよう努めます。



横光利一の顕彰を目的として開催される「<雪解>のつどい」

2. 地域

(1) 文化は地域の課題を解決するきっかけとなることができます。地域が、文化芸術団体の活動を通じて幅広い年代での積極的な交流活動を行い、まちづくり活動に活かします。

(2) 学んだ成果を地域の中で活かし合うことで生きがいを持ち意欲を高めることにより地域力の高い社会形成の実現を目指します。

(3) 地域とその地に住む人々は、魅力、地域資源、伝統を知り、誇りに思い継承していく役割を担います。そのために地域に愛着を持つよう地域づくり、人づくりに取組みます。

3. 行政

(1) 文化芸術に親しむ機会づくり・支援

年齢、障がいの有無、経済的な状況及び居住する地域にかかわらず、市民のだれ



芭蕉翁記念館に来館した中学生に展示解説をする市学芸員

もが、文化芸術活動に参加できるようきっかけ作りや機会の充実に努めます。

幼少期から文化・芸術に触れることで、個性と創造力豊かな子どもを育むため、保育園、幼稚園、学校等と連携し、文化芸術の鑑賞・創造・発表の機会を積極的に提供するとともに、自主的な文化・芸術活動、中高

生や若者を中心とした活動を支えます。また、これらの実現のために、(公財)文化都市協会など関係団体と連携を進めます。

(2) 文化施設の整備と活用

文化芸術活動を行う拠点となる文化ホール等は、計画的な施設整備を適切に行い効率的で持続可能な運営を実施することで、活動しやすい環境づくりを図ります。

また、市民をはじめ誰もが身近で気軽に優れた文化芸術作品を鑑賞できる場の提供に努めます。

(3) 文化資源の保護、継承、活用

豊かな自然環境の中で育まれ守り続けられてきた大切な財産である文化や文化遺産は、郷土愛、魅力ある地域づくりにつながる貴重な文化資源です。これらをしっかりと次世代へと引き継いでいくため、市民とともに、保護、継承、活用の支援に努め、住民自治協議会や民間団体、NPO、民間企業などとの連携を図ります。

4. (公財) 伊賀市文化都市協会

(1) 伊賀市の文化政策を積極的に推進するため、市が100%出資し設立された公益財団法人伊賀市文化都市協会は、文化事業の専門集団として、優れた文化芸術の鑑賞機会の充実や、人材育成、文化芸術活動への支援などを行うとともに、豊かな文化資源を活用し、芸術文化の融合、創造に携わるための中心的な存在として、伊賀市の文化振興を総合的かつ継続的に取り組みます。

(2) 文化財施設の利活用においては、様々な展示や公演活動を通じ、市民が芸術に触れる機会を提供するとともに、伊賀地域全体の魅力発信に努めます。

5. 事業者

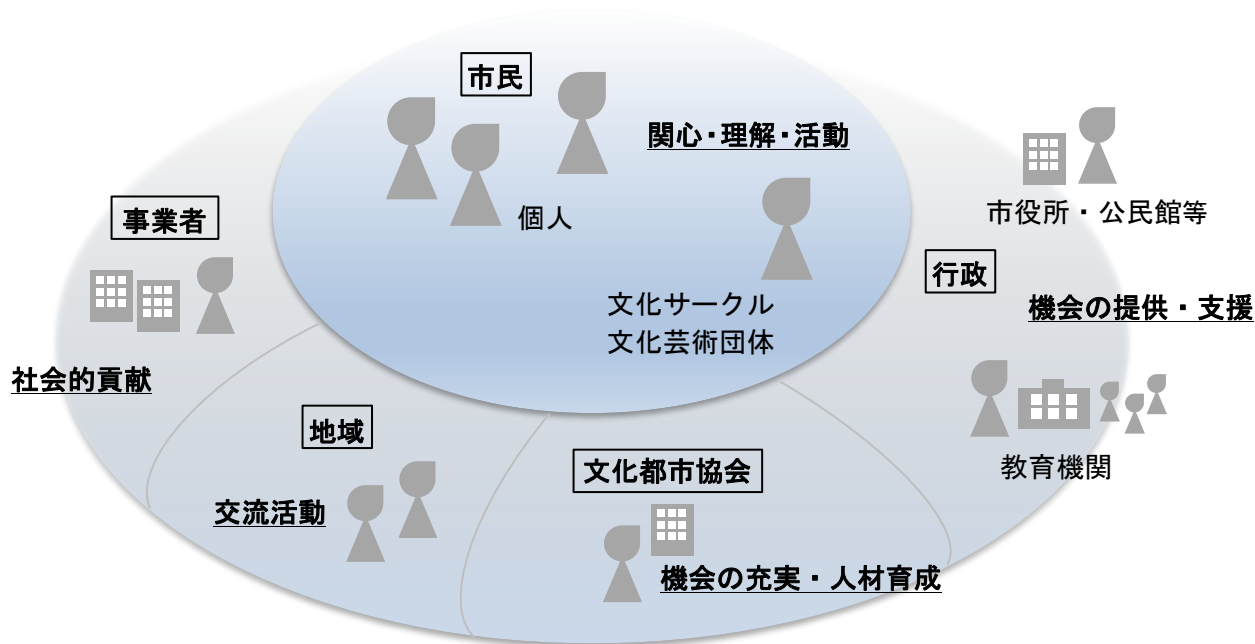
(1) 地域経済や社会福祉、教育、コミュニティなど文化芸術は幅広い分野に効果をもたらします。事業者は文化芸術を意識し、活動の機会や場の提供または専門的な知識や人材を効果的に活用し、市民文化の振興に寄与します。

(2) 企業のCSR活動を通して、文化活動への取組や事業支援を積極的に実施します。

[各主体の協働]

- (1) 文化の振興にあたっては、市民、地域、文化団体、事業者、行政など各主体がそれぞれの役割を自覚し、連携・協働します。
- (2) 観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など各主体の特性を生かし、幅広い関連分野の価値や魅力を効果的に発揮し、連携できるよう発想を豊かに協働を行います。
- (3) 文化に関わる催し事をはじめ、ボランティア活動等の担い手、継承者の確保・育成の支援を図ります。
- (4) 文化・芸術活動に関する情報を誰でも気軽に利用できるよう、情報の収集に努め、様々なメディアを活用し広く発信します。

【協働のイメージ図】



各主体が協働し、伊賀市の文化・芸術・伝統文化などの魅力を高めることで、郷土愛の醸成が図られます。観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など幅広い関連分野に独自の視点を取り入れ、価値や魅力を効果的に発揮し、文化を感じられる景観や風情についても増進に努め、まちの魅力を高めます。

[ビジョンの推進に向けて]

文化振興は私たち市民一人ひとりの主体的な行動の意識と機運を高め、市民意識の醸成とともに市民、地域、行政、事業者などの各主体がそれぞれの立場から役割と責任を担い協働して推進していくものです。

とりわけ文化振興との関連が深い、教育、福祉、観光等との連携は不可欠であり、文化振興施策をよく知る熱意のある市民や専門家を含め、有機的な連携を図るために協働します。

1. (仮称) 伊賀市文化振興条例の制定

本ビジョンに基づき伊賀市の文化振興をはかるうえでの基本理念を明確化し、文化活動に対する支援措置や計画の策定、審議会等による市民の政策形成過程への参加、市民一人ひとりが文化の担い手として主体的にその役割を果たし、創造性を発揮することのできる環境づくりのため、法的根拠となる(仮称)伊賀市文化振興条例の制定に向けた検討を進めます。

2. (仮称) 伊賀市文化振興審議会の設置

(仮称)伊賀市文化振興推進計画の進捗について提言や分析、進行管理を行う機関として(仮称)伊賀市文化振興審議会の設置を検討します。

3. (仮称) 伊賀市文化振興推進計画の策定

本ビジョンを踏まえ、具体的に取り組むために、(仮称)伊賀市文化振興推進計画を策定します。